

建築・設備工事設計変更ガイドライン

令和2年10月改正

日光市

建築・設備工事設計変更ガイドラインの編集にあたって

公共建築工事は、多様な制約条件の下で個別に設計・施工を行い、多岐にわたる目的物を完成させるものである。

発注者は、工事を円滑かつ適切に実施するため、工事施工上の制約となる施工条件を仕様書等に明示し、発注者と受注者の役割分担を明確にするとともに、施工条件が変わった場合の措置を明確にする必要がある。

特に建築物は、不特定多数の利用者や施設管理者の様々な要望を総合的に検討し設計された一品受注生産である目的物を、多種多様な条件の下において生産するという特殊性を有しており、工事の進捗と共に、当初発注時に予見できない施工条件や環境の変化などが起こり得る。

このような中、平成26年6月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」（以下「改正品確法」という。）では、発注者の責務として「施工条件の明示、適切な設計変更及び請負金額の額又は工期の変更」が新たに規定されたところである。

本ガイドラインは、改正品確法に定める発注者の責務を全うするため、設計変更の対象事項や必要な手続きなどを明らかにすることにより、設計変更を適切に行うため受注者・発注者双方にとっての共通の手引書として整理したものである。

目 次

1 設計変更の基本	
(1) 設計変更の基本的な考え方	P. 1
(2) 適用	P. 1
(3) 用語の定義	P. 1
(4) 発注者の留意事項	P. 2
(5) 受注者の留意事項	P. 2
(6) 設計変更の対象事項	P. 2
(7) 設計図書の確認と手続き	P. 4
2 設計変更となるケース	
(1) 図面と仕様書等が一致しない場合の手続き	P. 5
(2) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き	P. 6
(3) 設計図書の表示が明確でない場合の手続き	P. 7
(4) 設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しない場合の手続き	P. 8
(5) 予期することのできない特別な状態が生じた場合の手続き	P. 9
(6) 発注者が必要であると認めるときの設計図書の変更	P. 10
(7) 受注者の責めによらない事由による工事の一時中止	P. 11
(8) 受注者からの請求による工期の延長	P. 18
3 設計変更の対象とならないケース	P. 19
4 指定・任意の使い分け	
(1) 基本事項	P. 20
(2) 「指定」と「任意」の考え方	P. 20
5 設計変更事例集	
(1) 共通編	P. 22
(2) 建築工事編	P. 23
(3) 電気設備工事編	P. 30
(4) 機械設備工事編	P. 33

1 設計変更の基本

(1) 設計変更の基本的な考え方

工事の施工は、設計図書に基づいて施工すべきであるが、真にやむを得ない事情によって設計図書と現場等に差異が生じた場合、当該工事との一体性を損ねない範囲において設計変更を行うこととし、その結果、工期や請負代金に変更が生じた場合は、契約変更を行う。

(2) 適用 本ガイドラインは、日光市が発注する建築工事及び建築設備工事に適用する。

(3) 用語の定義

① 設計変更

日光市建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）第19条又は第20条の規定により図面又は仕様書を変更する場合において、契約変更の手続きの前に当該変更内容をあらかじめ発注者が受注者に指示することをいう。

② 契約変更

契約書第25条又は第26条の規定により協議し、工期又は請負代金額の変更の契約を締結することをいう。

③ 設計図書

契約書第1条の規定により、設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。

④ 承諾

受注者が監督員に対し書面で申し出た事項について、監督員が書面をもって了解することをいう。

⑤ 指示

監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項を書面によって示すことをいう。

⑥ 協議

協議事項について、監督員と受注者が結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。

⑦ 書面

発行年月日が記載され、署名又は捺印された文書をいう。

⑧ 軽微な事項は次に掲げるものをいう。

・設計金額の1割以内の額（50万円以上を除く。）の変更で次のいずれかに該当するもの

ア 同一工種内における工法の変更

イ 設計単価及び歩掛の変更

ウ 誤測等による数量の訂正

エ 当初には予測し難い地形及び地質

(4) 発注者の留意事項

- 発注者は、契約書第19条第2項に基づく調査を行った場合、第3項によりその結果をとりまとめ、調査の終了後7日以内に受注者に通知する。
- 発注者は、関係機関と調整後、速やかに書面による指示・協議等を行う。
- 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更の協議にあたる。
- 当該工事における設計変更の必要性を明確にする。
(規格の妥当性、変更対応の妥当性を明確にする。)
- 設計変更に伴う契約変更の手続きは速やかに行うものとする。ただし、軽微な設計変更にとまなうものは、工期の末(債務負担行為又は継続費に基づく工事において工期末の属する年度以下の年度にあつては、会計年度の末)までに行うことをもって足りるものとする。
- 一つの工事現場において、複数の契約に基づく工事が実施される場合、一工事の設計変更を行う際には、関連するその他の工事の設計変更についても検討する。

(5) 受注者の留意事項

- 受注者は、契約書第19条第1項に該当する事項等を発見したときは、その事実が確認できる資料を書面により監督員に通知し確認を求める。
- 受注者は、設計図書等に疑義が生じた際には、監督員との協議を行う。
発注者は、協議内容によっては各種検討・関係機関調整が必要となるなど、受注者の意見を聴いた上で回答までの期間を要する場合もある。
よって、受注者は、その協議すべき事実が判明次第できるだけ早い段階で協議を行うことが重要である。
- 受注者は、指示書・協議書等の書面による回答を得てから施工する。

(6) 設計変更の対象事項 契約約款において、条件変更に伴う設計変更の対象事項は契約書第19条(条件変更等)に、発注者が必要があると認めるときの設計図書の変更は契約書第20条(設計図書の変更)に、また、受注者の責めによらない事由による工事の一時中止は契約書第21条(工事の中止)に規定している。

このことから、主な設計変更の対象となる事項は下表のとおりである。

【設計変更の対象となる事項】

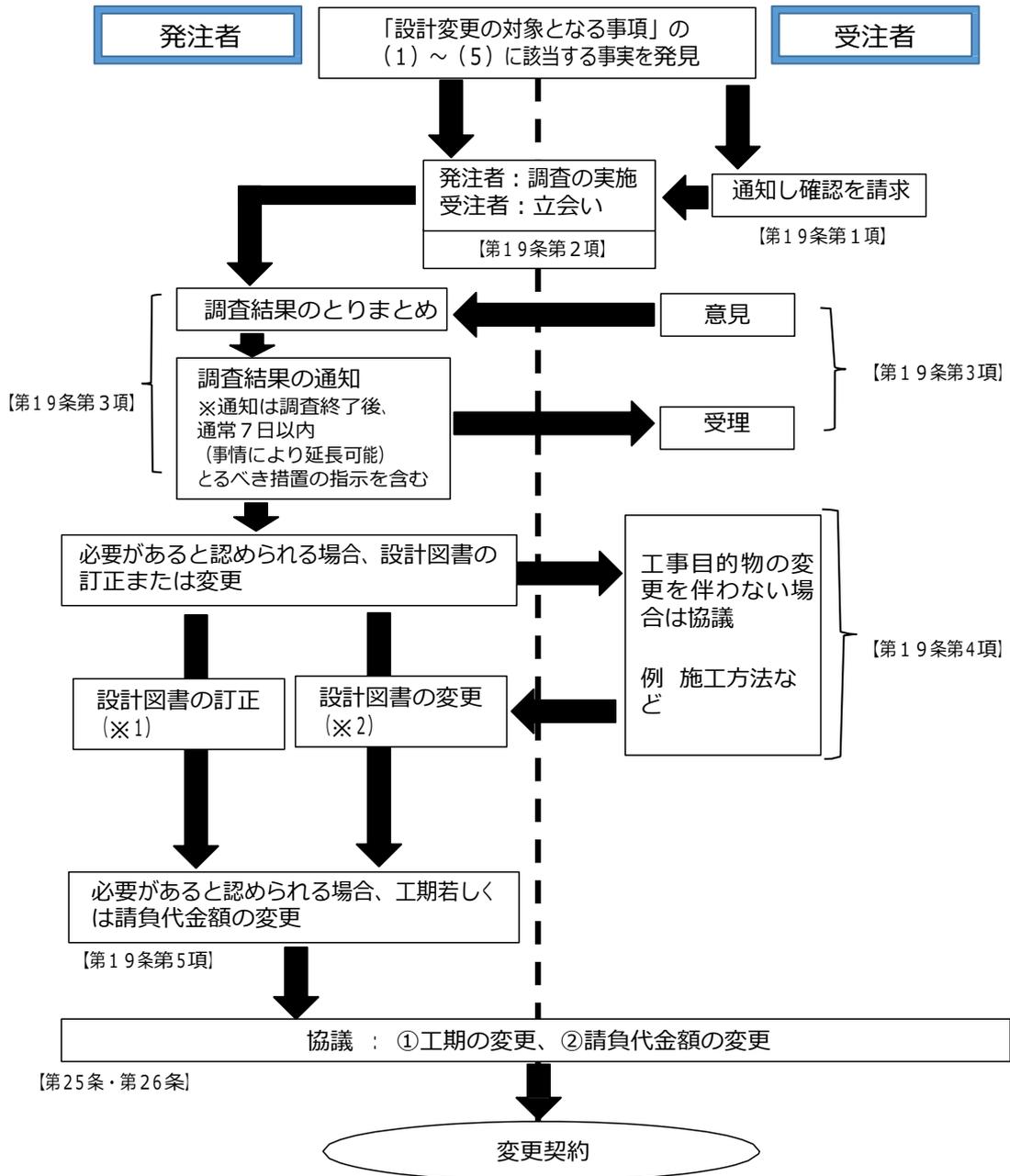
設計変更の対象事項	契約書	具体例
(1) 図面と仕様書等が一致しない	第19条第1項第一号	P. 5
(2) 設計図書に誤謬又は脱漏がある	第19条第1項第二号	P. 6
(3) 設計図書の表示が明確でない	第19条第1項第三号	P. 7
(4) 設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しない	第19条第1項第四号	P. 8
(5) 予期することのできない特別な状態が生じた (設計図書で明示されていない施工条件について)	第19条第1項第五号	P. 9
(6) 発注者が必要であると認めるときの設計図書の 変更	第20条	P. 10
(7) 受注者の責めによらない事由による工事の一時 中止	第21条	P. 11
(8) 受注者からの請求による工期の延長	第23条	P. 18

【設計変更の対象とならない事項】

対象事項	解説
(1) 発注者と協議を行わず受注者が独自の判断で施工した	P. 19
(2) 協議の回答前に施工した	
(3) 承諾で施工した	
(4) 契約書、共通仕様書の所定の手続きを経ていない	
(5) 書面によらない事項（口頭のみ）の指示・協議	

(7) 設計変更の確認と手続き

受注者は、工事の施工に当たり、契約書第19条第1項各号に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、発注者にその確認を請求する。



(※1)：契約約款第19条第1項第一号から第三号に該当する場合
 (※2)：契約約款第19条第1項第四号、五号に該当する場合

3 設計変更の対象となるケース

(1) 図面と仕様書等が一致しない場合の手続き

(契約書第19条第1項第一号)

- 受注者は、図面と仕様書等が一致しない場合、発注者に発見事項を通知し、当該事実の確認を請求する。

(例)

- ・ 図面と仕様書の材料寸法、数量等の記載が一致していない場合
- ・ 天井伏図と平面図の寸法が一致していない場合
- ・ 仕様書と図面の材料名称、材料仕様が一致していない場合

(受注者)

契約書第19条第1項第一号に基づき、その旨を直ちに監督員に通知



(発注者)

契約書第19条第4項、第5項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正又は変更（当初積算の考え方に基づく条件明示）を行い、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。



受注者及び発注者は、契約書第25条又は第26条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める

(2) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き

(契約書第19条第1項第二号)

- 受注者は、信義則上、設計図書が誤っていると思われる点を発注者に確認すべきであり、発注者は、それが本当に誤っている場合には設計図書を訂正する必要がある。また、設計図書の誤謬又は脱漏がある場合には、受注者は、自分で勝手に補って施工を続けるのではなく、発注者に確認して誤謬又は脱漏部分を訂正してもらうべきである。
- 発注者は、「条件明示について」の通達に基づいて、設計図書の中で条件明示を適切に明記する。

(例)

- ・ 工事施工上必要な材料名について、図面ごとに一致していない場合
- ・ 建築、電気設備及び機械設備の各分野の設計内容が互いに整合していない場合
- ・ 使用する材料の仕様が明示されていない場合
- ・ 図面に記載された寸法等が間違っている場合

(受注者)

契約書第19条第1項第二号に基づき、その旨を直ちに監督員に通知



(発注者)

契約書第19条第4項、第5項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正又は変更（当初積算の考え方に基づく条件明示）を行い、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。



受注者及び発注者は、契約書第25条又は第26条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める

(3) 設計図書の表示が明確でない場合の手続き

(契約書第19条第1項第三号)

- 設計図書の表示が明確でないことは、表示が不十分、不正確で実際の工事施工にあたってどのように施工してよいか判断がつかない場合などのことである。

この場合においても、受注者が勝手に判断して、施工することは不適合である。

(例)

- ・ 図面の記載内容が読み取れない場合
- ・ 使用する材料の仕様（種類、強度等）が明確でない場合
- ・ 関連工事（契約書第2条）の内容が明確でない場合

(受注者)

契約書第19条第1項第三号に基づき、その旨を直ちに監督員に通知



(発注者)

契約書第19条第4項、第5項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正又は変更（当初積算の考え方に基づく条件明示）を行い、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。



受注者及び発注者は、契約書第25条又は第26条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める。

(4) 設計図書に示された（自然的又は人為的な）施工条件と実際の工事現場が一致しない場合
の手続き

（契約書第19条第1項第四号）

- 自然的条件の例としては、地質、湧水の有無又は量、地下水の水位及び立木等の除去すべきものの有無が挙げられる。

また、人為的な施工条件の例としては、地下埋設物、地下工作物、工事用道路、壁内配管及び工事に関係する法令等が挙げられる。

（例）

- ・ 設計図書に明示された想定支持地盤と実際の工事現場における支持地盤が大きく異なる事実が判明した場合
- ・ 施工中において設計図書に明示されていないアスベスト含有建材を発見し、調査及び撤去が必要となった場合
- ・ 設計図書に明示された配管・配線等と実際の工事現場における配管・配線等が大きく異なる事実が判明した場合

（受注者）

契約書第19条第1項第四号に基づき、設計図書の条件明示（当初積算の考え）と現地条件が一致しないことを直ちに監督員に通知



（発注者）

調査の結果、その事実が確認された場合は契約書第19条第4項、第5項に基づき、必要に応じて設計図書の変更を行い、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。



受注者及び発注者は、契約書第25条又は第26条に基づき、「協議」により
工期及び請負代金額を定める

(5) 予期することのできない特別な状態が生じた場合の手続き

(契約書第19条第1項第五号)

- 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 設計図書に施工条件として明示されていないが、工事実施の前提となる事項について、契約後に予期することのできない特別な状態が生じた場合は、発注者に発生事項を通知し、当該事実の確認を請求する。

(例)

- ・ 施工中に地中障害物を発見し、撤去が必要となった場合
- ・ 施工中に埋蔵文化財を発見し、調査が必要となった場合

(受注者)

契約書第19条第1項第五号に基づき、その旨を直ちに監督員に通知



(発注者)

調査の結果、その事実が確認された場合は契約書第19条第4項、第5項に基づき、必要に応じて設計図書の変更を行い、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。



受注者及び発注者は、契約書第25条又は第26条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める。

(6) 発注者が必要であると認めるときの設計図書の変更の手続き

(契約書第20条)

- 発注者は、住民要望、周辺環境等の与条件を十分に検討した上で、工事を発注しているが、発注後の事情変化により、設計図書を変更する必要があると認める場合、発注者は変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。

(例)

- ・ 周辺住民との協議により、変更する必要があると認める場合
- ・ 関係官公署の行政指導により、変更する必要があると認める場合
- ・ 関連工事との調整により、変更する必要があると認める場合
- ・ 施設の維持管理又は利用方法等が具体化したことにより、変更する必要があると認める場合

(発注者)

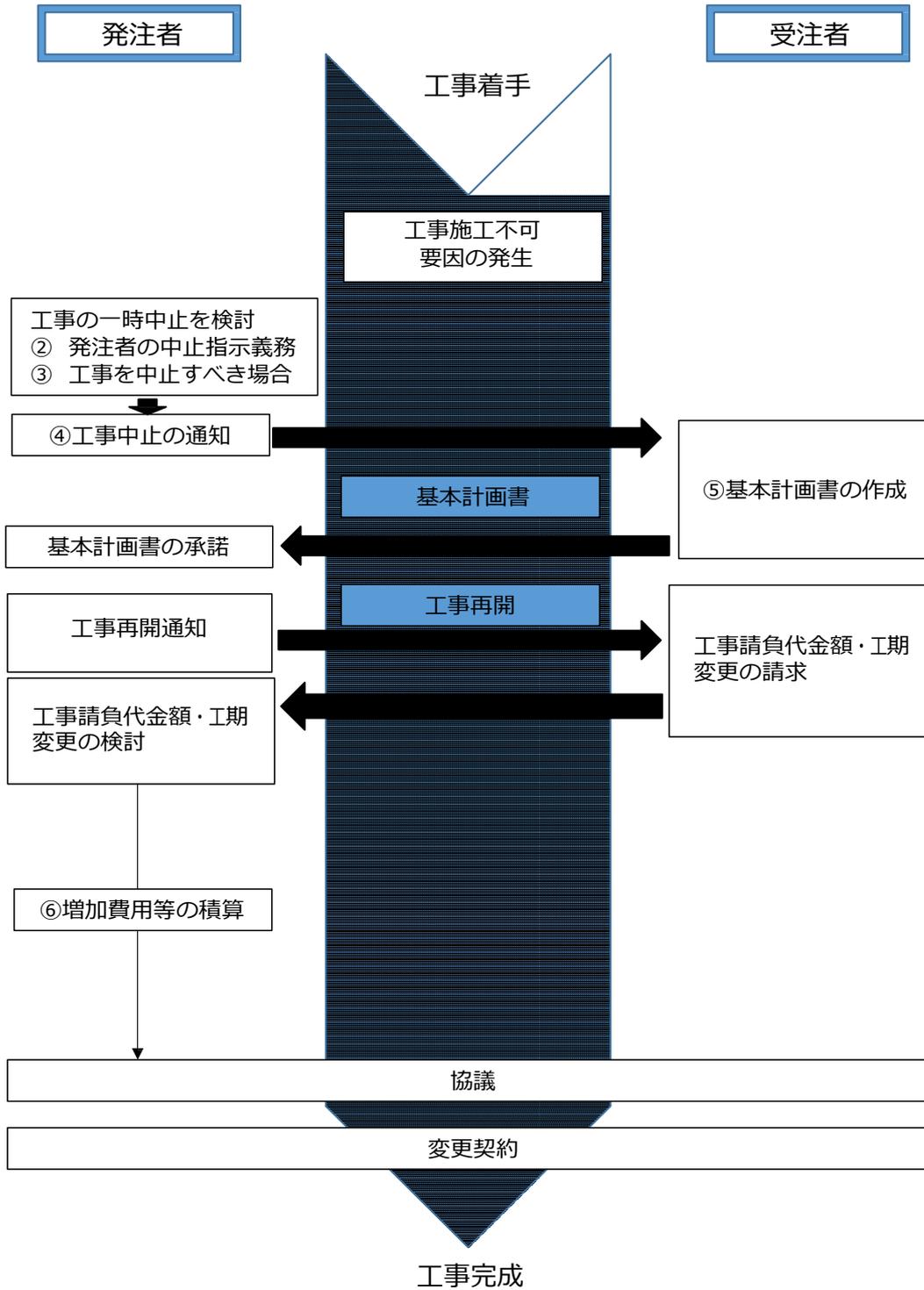
契約書第20条に基づき、必要があると認めるときは設計図書の変更内容を受注者に通知して設計図書を変更することができる。



受注者及び発注者は、契約書第25条又は第26条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める。

(7) 受注者の責めによらない事由により工事の一時中止をする場合の手続き
 (契約書第21条)

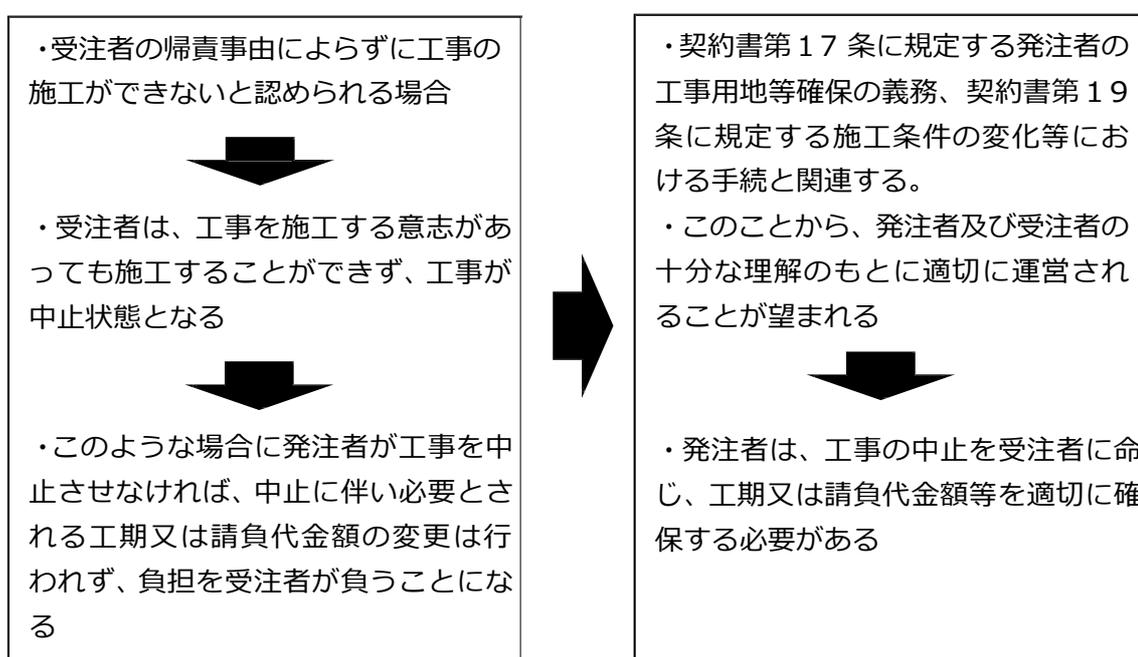
① 工事の一時中止に係る基本フロー



② 発注者間の中止指示義務

- 受注者の責めに帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合には、発注者が工事の全部又は一部の施工の一時中止を命じなければならない。
- 必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備えた工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

※以降の一時中止に係る事項については、全部又は一部中止とも同様の考えとする。



注) 工事の一時中止期間における、主任技術者及び監理技術者の取り扱いについては以下のとおり。

- ・工事を全面的に一時中止している期間は、専任を要しない期間である。
- ・受注者の責めによらない理由により工事中止又は工事内容の変更が発生し、大幅な工期延期（※）となった場合は、技術者の途中交代が認められる。

【監理技術者制度運用マニュアル：国土交通省総合政策局】

※ 大幅な工期延期とは、契約書第 54 条第 1 項第 2 号を準拠して、「延期期間が当初工期の 10 分の 5（工期の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月）を超える場合」を目安とする。

③ 工事を中止すべき場合

- 受注者の責めに帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合は、次のとおり規定されている。(契約書第21条第1項)

(ア) 工事用地等の確保ができない等のため、受注者が工事を施工できないと認められるとき

(例)

- ・発注者の義務である工事用地等の確保が行われない場合
- ・設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため(契約書第19条)施工を続けることが不可能な場合
- ・設計変更等により計画通知手続きが必要になり、工事の施工を止める必要がある場合
- ・同一現場内に建築、電気設備、機械設備等複数の工事があり、一部の工事の契約が成立せず、他の契約済みの工事の施工ができない場合
- ・同一現場内に建築、電気設備、機械設備等複数の工事があり、一部の工事で大幅な施工の遅延が生じ、他の契約済みの工事の施工ができない場合
- ・同一現場内に建築、電気設備、機械設備等複数の工事があり、一部の受注者に倒産等の施工できない状況が発生し、他の契約済みの工事が施工できない場合

(イ) 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工できないと認められるとき

(例)

- ・地中障害物・埋設物等の調査及び処理を行う場合
- ・埋蔵文化財の調査又は発掘を行う場合
- ・天災等により地形等に物理的な変動があった場合
- ・妨害活動を行う者による工事現場の占拠及び著しい威嚇行為があった場合

- 上記の2つの規定以外にも、発注者が必要と認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。(契約書第21条第2項)

※一時中止を指示する場合は、「施工できないと認められる状態」にまで達していることが必要であり、「施工できないと認められる状態」は客観的に認められる場合を意味する。

④ 中止の指示・通知

- 発注者は、工事を中止するにあたっては、中止対象となる工事の内容、工事区域、中止期間の見通し等の中止内容を受注者に通知しなければならない。(契約書第21条第1、2項)

また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示する。

【発注者の中止権】

- 発注者は、「必要があると認められる」ときは、任意に工事を中止することができる。
※「必要があると認められる」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については発注者の判断による。
- 発注者が工事を中止させることができるのは工事の完成前に限られる。

【工事の中止期間】

- 発注者は、中止期間が満了したときは工事を再開することとなるが、通常、中止の通知時点では中止期間が確定的でないことが多い。
- このような場合、工事中止の原因となっている事案の解決にどのくらい時間を要するか計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要がある。
- そして発注者は、施工一時中止している工事について施工可能と認めたときに工事の再開を指示しなければならない。
- このことから、中止期間は、一時中止を指示したときから一時中止の事象が終了し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまでとなる。

⑤ 基本計画書の作成

- 工事期間中における工事現場の管理は受注者が行うことになっており、発注者は工事を中止する場合において、受注者に中止期間中の工事現場の管理に関する計画書（以下「基本計画書」という。）の作成を指示する。

【基本計画書への記載内容】

- 中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること
- 中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること
- 工事現場の維持・管理に関する基本的事項

【留意事項】

- 受注者は、工事期間中の工事現場の管理を善良な管理者の注意をもって行う。
- 受注者は、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにする。
- 実際に工事着手する前の事前調査や施工計画書の作成中であっても、現場の管理は必要であることから基本計画書の提出を受け、承諾を行うこととする。

【特記仕様書への明記】

- 発注者は、工事一時中止期間中の工事現場の管理に係る内容を「特記仕様書」に明記する。

[特記仕様書：一般共通事項：工事の一時中止]

- 1 契約書第21条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。

なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び工事現場の維持・管理に関する基本事項を明らかにする。

- 2 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること

⑥ 増加費用等の積算

- 工事一時中止に伴う増加費用は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用及び工事の再開準備に要する費用(以下「工事現場の維持等に要する費用」という。)に本支店における増加費用を加算した費用とする。

【工事現場の維持に要する費用】

- 中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者若しくは技術職員保持するために必要とされる費用等

【工事体制の縮小に要する費用】

- 中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者、技術職員の配置転換に要する費用等

【工事の再開準備に要する費用】

- 工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等
- 工事現場の維持等に要する費用は、基本計画書に基づき実施した内容について、受注者から見積りを求め、受注者と発注者とが協議を行い積み上げ計上する。
- 工事現場の維持等に要する費用として積み上げる内容に、仮囲い等の仮設や警備員など当初予定価格の作成時に積み上げて算定したものがある場合、当初積算の方法により積み上げ計上する。
- 本支店における増加費用は、工事現場の維持等に要する費用を当初発注工事内容に含めた場合の一般管理費等から、当初発注工事の一般管理費等を控除した額とする。
- 一般管理費等率は、工事原価に工事現場の維持等に要する費用を加算した額に対応する一般管理費等率とする。

(8) 受注者からの請求による工期の延長

(契約書第 23 条)

- 受注者は、天候の不良、関連工事の調整協力、その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができない場合は、発注者へその理由を明示した書面により工期延長変更を請求することができる。

(例)

- ・ 天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき、工期の延長が生じた場合。
- ・ 設計図書に明示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が生じた場合。
- ・ その他受注者の責に帰すことができない事由により工期の延長が生じた場合。

(受注者)

契約書第 23 条第 1 項に基づき、その理由を明示した書面により監督職員に請求



(発注者)

契約書第 23 条第 2 項に基づき、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。請負代金についても必要と認められるときは変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。



受注者及び発注者は、契約書第 25 条又は第 26 条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める。

3 設計変更とならないケース

以下の場合においては、原則として設計変更に該当しない。ただし契約書第2-7-28条での対応の場合は、この限りではない。

- (1) 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わない又は発注者からの「指示」等の通知がなく、受注者が独自に判断して施工を実施した場合

受注者は契約書第19条第1項により設計図書と工事現場の不一致、条件明示のない事項等発見したときは、その事実が確認できる資料を書面（工事記録等）により監督員に提出し確認を求める。

- (2) 発注者と「協議」をしているが、協議の回答前に施工を実施した場合

協議の回答は、発注者が契約書第19条第3項により調査の終了後7日以内にする事となっており、速やかな回答は発注者の責務である。しかしながら、協議内容によっては各種検討・関係機関調整が必要などやむを得ず受注者の意見を聞いたうえで回答までの期間を延長する場合もある。その為、受注者はその事実が判明次第、できるだけ早い段階で協議（工事記録等）を行うことが重要である。

- (3) 「承諾」で施工した場合

ここでの承諾とは受注者が自らの都合による施工方法等について監督員に同意を得るものである。設計図書と工事現場の不一致・条件明示のない事項等の場合は契約書第19条による確認をすることが必要であり、安易な承諾による施工は避けるべきである。

- (4) 契約書・建築工事標準仕様書に定められている所定の手続きを経ていない場合
(契約書第19条～26条、標準仕様書1.1.8～1.1.10)

発注者及び受注者は協議・指示・一時中止・工期変更・請負代金額の変更などの所定の手続きを行う。

- (5) 正式な書面によらない事項（口頭のみ指示・協議等）の場合

発注者は速やかに書面による指示・協議等を行う。受注者は書面による指示・協議等の回答を得て施工する。

4 指定・任意の使い分け

(1) 基本事項

① 自主施工の原則

仮設・施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、その責任の所在を明らかにする必要があることから、原則として受注者が定めるものとされている（契約書第1条第3項）。

これは、「自主施工の原則」とも言われている。

② 指定 工事目的物を施工するための施工条件として仮設・施工方法等を発注者があらかじめ決

定する必要がある場合に、設計図書に条件として明示した仮設・施工方法等は「指定」という。

③ 任意 工事目的物を施工するための仮設・施工方法等は、「自主施工の原則」により、受注者の

責任で実施しなければならない。「指定」以外は「任意」という。

(2) 「指定」と「任意」の考え方

	指定	任意
設計図書における明示	仮設・施工方法等について具体的に明示する。	仮設・施工方法等について明示しない。(※)
仮設・施工方法等の変更	変更するには発注者の指示が必要となる。	変更にあたって発注者の指示は必要ない。(施工計画書等の修正は必要)
仮設・施工方法等の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象となる。	設計変更の対象とならない。
設計図書に示された施工条件の変更に伴う設計変更	設計変更の対象となる。	設計変更の対象となる。

※ 応札者に対する参考として、発注者が積算で想定した仮設・施工方法等を「参考図」として示すことがある。参考図で示した内容は「任意」であり、実際の施工においては、受注者を拘束するものではない。ただし、参考図等で示した内容と施工内容が大幅に異なる場合は協議の対象となる場合がある。

【留意事項】

任意・指定の使い分けにおいては、以下の事項に留意する。

仮設・施工方法等には、指定と任意があり、発注においては、指定と任意の部分を明確にする必要がある。



任意については、受注者が自らの責任で行うもので仮設・施工方法等の選択は、受注者に委ねられている。(変更の対象としない。)



発注者（監督員）は、任意の趣旨を踏まえ、適切な対応をすることが必要である。

※任意における不適切な対応例

- ・〇〇工法で積算しているので、「〇〇工法以外での施工は不可」との対応
- ・標準歩掛りでは、バックホウで施工となっているので、「クラムシェルでの施工は不可」との対応
- ・新技術の活用については、受注者から申し出があった場合、「積算上の工法で施工」するよう対応